

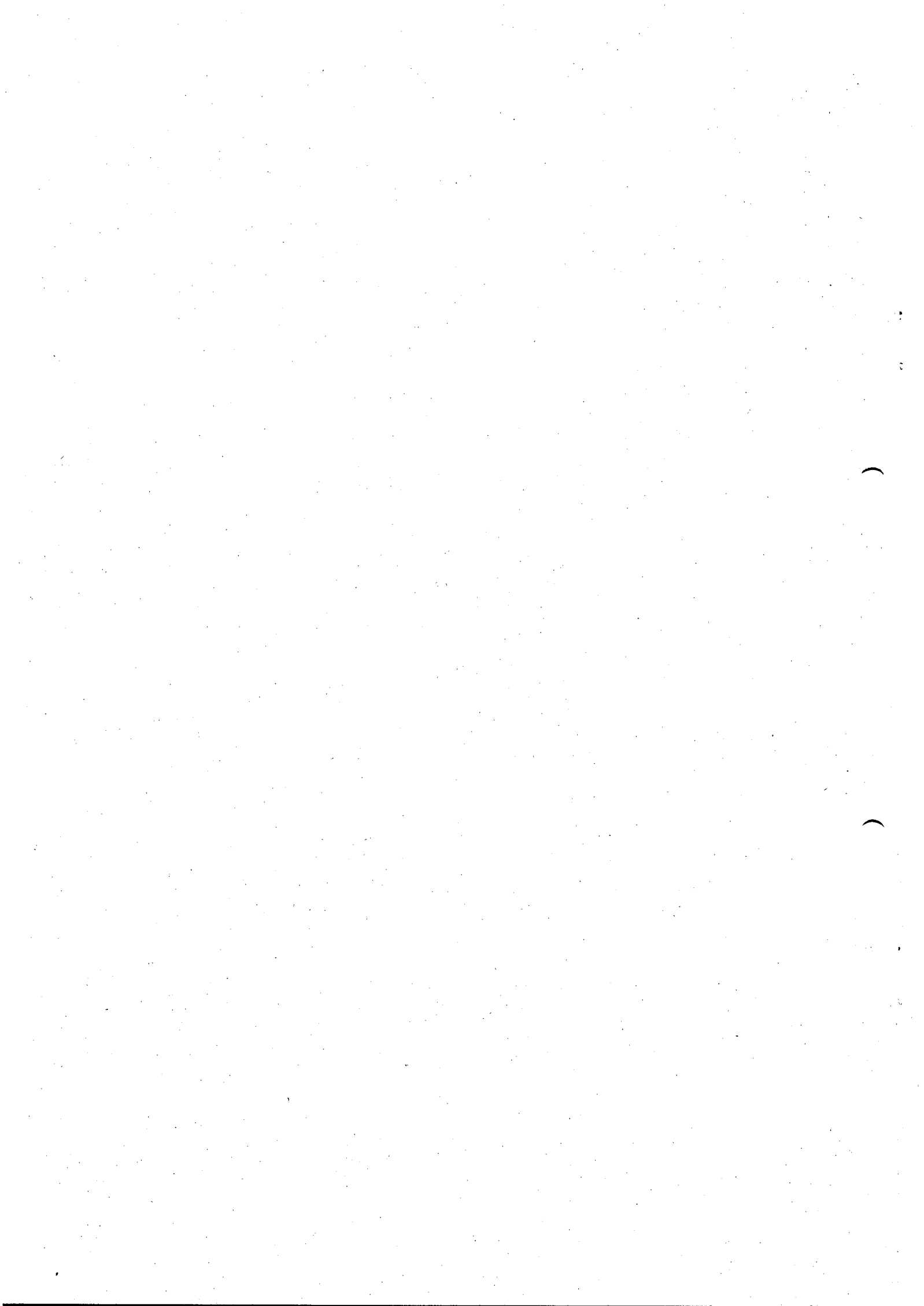
議案第16号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 埜田 淳 一



日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引上げ

支給月数を0.05月引上げ（現行3.25月⇒改正3.30月）

3 附則

令和5年4月1日から施行する。

(参考)

		6月期	12月期
令和4年度 期末手当	議員	1.625月（支給済み）	1.625月（支給済み）
令和5年度 期末手当	議員	1.65月	1.65月

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。